

【高森町】 ネットワーク整備計画

2024年9月

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	※留意事項
①十分なネットワーク速度が確保できている学校の割合(%)	33%	100%	100%	100%	100%	・目標値を記入する。十分なネットワーク速度とは、同時利用率を考慮して1台当たり2Mbps程度の通信帯域が確保されている状態。(R6.4時点)
②簡易アセスメントの実施計画	3校	3校	3校	3校	3校	・簡易アセスメントとは、教育委員会が学校に対してアンケート、ヒヤリング、現地調査などでネットワークの問題の有無を調査することを意味する。
③アセスメントの実施計画		実施				・アセスメントとは、専門の業者等に依頼してネットワークに問題がないか、問題がある場合はその原因が何かを明らかにし、改善に繋げることを意味する。十分なネットワーク速度が確保できていない学校がある場合に、アセスメントを実施しないことは、一部の例外的な場合を除き想定されない。
簡易アセスメントによって課題が明らかとなった場合の対策	高森南小と高森中学校では児童生徒数に応じた接続回線速度が十分に確保されていないため、その原因等の調査を行い、必要に応じて契約内容の変更や工事等おこなうことで、令和8年9月までに改善を図る。 現状で通信速度で「待たされて困る」事態にはなっていないが、専門の業者等と連携して原因を調査し、必要な対策を検討・実施する。					
アセスメントによって課題が明らかとなった場合の対策	アセスメントの結果によっては、現在のベストエフォート契約を見直していくなど、専門の業者等と具体的な対策について協議し、必要な予算措置を行ったうえで対策を実施する。					
アセスメントを実施しない例外的な事情(ある場合)						